

物件説明書

下記の三原市財務部財産管理課が所有する普通財産について、次のとおり説明します。この説明書の内容は重要ですから、十分に理解し、内容を承諾したうえで不動産にかかる売買契約締結を行ってください。

なお、宅地建物取引業法(昭和27年6月10日法律第176号)の適用は受けないため、この説明書は同法第35条に規定する重要事項説明書ではないことを申し添えます。

1 【取引態様】

取引態様	売買の売主
最低入札価格	2,000,000 円

2 【不動産の表示等】

(1) 売却する土地

所在	三原市城町一丁目
地番	6番2
地目	宅地(現況:宅地)
筆数	1筆
面積	登記簿面積:1,872.98 m ² 実測面積:1,872.98 m ²
形状	略台形地・不整形(間口 約13m、奥行 約66m)
公図	別紙のとおり
地積測量図	別紙のとおり
登記	別紙のとおり

(2) 解体撤去の対象となる建物(※建物は売却物件ではありません)

所在	地番:三原市城町一丁目6番2 住所:三原市城町一丁目18番1号
種類	建物
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建
建築年	昭和46年4月1日 ※旧耐震基準の建物です。
改修年	平成12年~平成14年に大規模改修を行っています。
床面積	建築面積1,099.06 m ² 、延床面積3,676.86 m ² ※建物の建築面積及び延床面積は三原市の台帳上の面積のため、実測・図面上の面積とは異なります。
解体条件付	所有権移転の日から1年以内に買受人の負担及び責務で建物を解体すること。 なお、解体条件の対象は、建物及びこれに付随する設備、浄化槽、給排水設備、建物基礎杭、植栽、その他の埋設物並びに残置物の一切を含めます。
登記について	この建物は未登記の建物です。

3 【都市計画法・建築基準法等の法令に基づく制限の概要】

区域区分	都市計画区域内(市街化区域)
用途地域	商業地域
特別用途地区	指定なし
その他の地域地区等	防火地域・準防火地域等の指定なし ※22条指定区域
建ぺい率の制限	指定建ぺい率 90%(角地)
容積率の制限	指定容積率 400%
建築物の高さの制限	道路斜線制限 (有・無) 隣地斜線制限 (有・無) 北側斜線制限 (有・無) 絶対高さ制限 (有・無) 日影制限 (有・無)

その他の建築制限	外壁後退距離制限：無 ※民法第234条には、「建物を築造するには、境界線から50cm以上の距離を 保たなければならない。」と規定されています。 敷地面積の制限（最低限度）：無
----------	--

都市計画法

29条1項・2項 (開発行為の許可)	該当あり 対象地は、土地利用面積が1,000㎡以上あるため、建築物の建築または特定工作物の建設を目的とした土地の区画形質の変更が生じる場合は、開発許可の要否について事前に建築指導課へ相談してください。 【三原市建築指導課HP】
-----------------------	--

建築基準法

43条 (敷地等の道路等に接する長さ等の制限)	該当あり
44条1項(道路内の建築制限)	該当あり
48条1項から13項まで (用途地域内の建築物及び工作物の種類の制限)	該当あり
52条1項から14項まで (容積率制限)	該当あり
53条1項から6項まで (建ぺい率制限)	該当あり
56条 (建築物の各部分の高さの制限)	該当あり

その他の法令に基づく制限

景観法 16条1項、2項(景観計画区域内における行為の届出) 22条1項(景観重要建造物の現状変更の規制) 31条1項(景観重要樹木の現状変更の規制) 41条(管理協定の効力) 63条1項(景観地区内の建築計画の認定) 72条1項(景観地区内の工作物の形態意匠等の制限) 73条1項(景観地区内の開発行為等の制限) 75条1項、2項(準景観地区内における行為の規制) 76条1項(地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限) 86条(景観協定の効力) 90条4項(一の所有者による景観協定の設定)	該当あり 景観法第16条により、大規模行為届出対象地域に指定されているため、「高さ13mまたは建築面積1,000㎡を超える建築物・工作物を新築する」場合は、届出が必要です。 【三原市都市開発課HP】
宅地造成等規制法 8条1項(宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の制限) 12条1項(8条1項の許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更の許可等)	対象地について、令和5年8月現在は宅地造成工事規制区域外ですが、令和5年9月28日に盛土規制法が運用開始されるに伴い、許可が必要な区域及び規模が拡大するため、宅地造成等を行う場合は許可の要否について事前に建築指導課まで相談してください。 【三原市建築指導課HP】
下水道法	対象地内の公共樹は、市の管理物であ

	<p>るため、解体撤去前に三原市下水道整備課と事前協議する必要があります。なお、対象地内の下水道加入金は支払い済みです。</p> <p>【三原市下水道整備課 HP】</p>
<p>文化財保護法</p> <p>43 条 1 項（重要文化財の現状変更等の制限）</p> <p>45 条 1 項（重要文化財の付近の地域における一定の行為の制限）</p> <p>46 条 1 項、5 項（重要文化財等の譲渡の制限）</p> <p>125 条 1 項（史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限及び現状回復の命令）</p> <p>128 条 1 項（史跡名勝天然記念物の保有のための環境保全）</p> <p>143 条 1 項（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）</p> <p>182 条 2 項（地方公共団体による指定及び保存等のために必要な措置の定め）</p>	<p>該当あり</p> <p>市で開発行為等を行う場合、その場所が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうかを確認する必要がありますので、事前に文化課と協議してください。</p> <p>【三原市文化課 HP】</p>
<p>国土利用計画法</p> <p>14 条 1 項（規制区域に所在する土地に関する売買等の契約の制限）</p> <p>23 条 1 項（規制区域以外の区域における土地売買等の契約の事後届出）</p> <p>27 条の 4 第 1 項、3 項（注視区域及び監視区域における土地売買等の契約の制限）</p>	<p>該当なし</p> <p>※当事者の一方が地方公共団体であるため、届出の適用除外となります。</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>15 条の 19 第 1 項から 3 項まで</p> <p>（指定区域内における土地の形質の変更の制限）</p>	<p>建物等関係法令に基づき、産業廃棄物は適切に処理してください。</p>
<p>土壤汚染対策法</p> <p>9 条 1 項から 3 項まで</p> <p>（指定区域内の土地の形質の変更の制限）</p>	<p>不明。</p> <p>土壤汚染の調査を実施していません。売買契約締結後に、土壤汚染調査を実施する必要性が生じた場合は、関係法令を遵守して適切に処理してください。</p>
<p>広島県建築基準法施行条例</p>	<p>該当あり</p> <p>建築する建物の用途に併せて建築指導課へ確認を行ってください。</p> <p>【三原市建築指導課 HP】</p>
<p>ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例</p> <p>（県景観条例）</p>	<p>該当あり</p> <p>対象地は、大規模行為届出対象地域に指定されています。「高さ 13m または建築面積が 1000 m²を超える建築物・工作物を新築される場合は、届出が必要」です。【三原市都市開発課 HP】</p>

4 【区域の指定】

造成宅地防災区域	区域外
土砂災害警戒区域	区域外
津波災害警戒区域	区域内（三原市のハザードマップ参照【三原市危機管理課 HP】）
洪水浸水想定区域	区域内（三原市のハザードマップ参照【三原市危機管理課 HP】）

5 【接面道路】

公・私道の別	公道
幅員	対象地の西側に幅員 10mの舗装市道、対象地の北側、東側、南西側に幅員 6mの舗装市道が接面する四方路です。
公道道路 種類	建築基準法第 4 2 条第 1 項第 1 号
敷地の接道義務	原則として幅員 4m以上の建築基準法に定める道路に 2m以上接していなければならない。

6 【最寄りの公共交通機関・公共機関等】

公共交通機関	JR 山陽本線 三原駅	約 250m
	三原駅前バス停	約 250m
公共機関	三原市立三原小学校	約 900m
	広島大学附属三原中学校	約 330m
	三原市役所	約 700m
	交番(三原駅前)	約 300m
	三原郵便局	約 130m

7 【地勢・水道・電気・ガス等の供給施設並びに排水施設の整備状況】

地 勢	平坦
危険・嫌悪施設	なし
上 水 道	可 ※売買物件内には口径「25 mm管」と「45 mm管」の 2 つの権利があります。所有権移転後、広島県水道広域連合企業団三原事務所と所有権移転にかかる協議を行ってください。
下 水 道	可 ※下水道負担金は支払い済みです。 ※売買物件内に既設の公共枀は、三原市下水道整備課の管理物のため、建物の解体撤去前に、三原市下水道整備課と事前協議を行ってください。
電 気	可
都 市 ガ ス	引込可

各種供給処理施設（ガス、上水道、下水道、電気等）の利用にあたっては、各供給機関と十分協議してください。なお、利用にあたっての必要な工事費等については、買受人の負担となります。

8 【建物の石綿(アスベスト)使用調査結果の記録に関する事項】

物件説明書 2 【不動産の表示等】(2) 解体撤去対象となる建物及び附帯工作物等について、石綿（アスベスト）使用調査は実施していません。石綿（アスベスト）が含有されていることが判明した場合、関係法令を遵守し、適切に処理してください。

9 【建物の耐震診断に関する事項】

物件説明書 2 【不動産の表示等】(2) 解体撤去の対象となる建物について、耐震診断は実施していません。
物件説明書 2 【不動産の表示等】(2) 解体撤去の対象となる建物は、旧耐震基準の建物です。

10 【地盤調査・地下埋設物の調査に関する事項】

物件説明書 2 【不動産の表示等】(1) 土地 に掲げた土地について、地盤調査を行っていません。
また、図面等に明記のない不測の地下埋設物についてその存否の調査を実施していません。

11 【建物の劣化調査に関する事項】

物件説明書 2 【不動産の表示等】(2) 解体撤去の対象となる建物について、建物の劣化状況等は、平成 28 年 6 月に実施した建物施設点検チェックシート（財産管理課ホームページに掲載）を参照してください。
また、平成 28 年 6 月実施の点検以降に、新たに建物施設点検は実施していません。

12 【現状有姿の引き渡し】

物件は、現状有姿による引き渡しです。入札参加希望者は、現地見学期間（令和5年10月4日～令和5年10月20日）に現地見学を行ってください。現地見学の詳細は、別紙の入札案内書（入札の心得）を確認し、申し込んでください。

また、土地の利用制限や関連法規についても調査確認を行ってください。売買物件に関する不知や不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

13 【危険負担】

この売買物件に係る契約締結の日から売買物件の引き渡しの日までにおいて、三原市の責めに帰さない事由により、売買物件の滅失、毀損等が生じたときは、その損害は、買受人の負担となります。

14 【建物等の解体撤去条件】

- (1) 建物等の解体及び撤去を行うにあたっては、建設業法に基づき、都道府県知事又は国土交通大臣から解体工業にかかる特定建設業の許可を受けた者が解体及び撤去を行ってください。
- (2) この物件の所有権移転日から1年以内に、買受人は建物等を解体する義務を負います。ただし、やむを得ない事由で解体期限の延長を必要とする場合、予め延長理由を付した書面及び延長を必要とする根拠資料を提出し、売主（三原市）の承認を得なければいけません。
- (3) 建物等とは、解体撤去の対象となる建物とそれに付随する設備、備品、工作物、浄化槽、給排水設備、植栽、建物基礎杭、その他の埋設物並びに残置物の一切を含めます。
- (4) 建物等の解体撤去に要する全ての費用は、買受人の負担です。
- (5) 買受人は解体撤去の対象となる建物等の解体撤去工事にかかり、事前に解体工事施工計画書を三原市へ提出してください。
- (6) 買受人は解体撤去の対象となる建物等の解体及び撤去、廃棄物の処理等においては、関係法令を遵守するとともに、第三者から苦情又は異議申立てがあったときは、買受人の責任において解決するものとします。また、建物等の管理及び解体及び撤去に伴い第三者に危害又は損害を与えた場合は、買受人がその責めを負うものとします。
- (7) 買受人は、解体撤去の対象となる建物等の解体及び撤去に伴い、官公署との協議、法令上の届出等が必要なときは、買受人の責任において行うものとします。
- (8) 買受人は、建物等の解体撤去並びに廃棄物の処理が完了後、速やかに買主に解体撤去の完了を書面により報告し、買受人と売主は、現地立会の上で、解体撤去の完了を確認する義務を負います。
- (9) 買受人は、解体撤去の対象となる建物等の解体撤去に関し、この物件説明書に定めのない事項については、売主の指示に従わなければいけません。

15 【建物等の管理責任及び使用・収益権の制限】

- (1) 売却する土地及び解体撤去の対象となる建物等の管理責任及び第三者へ被害・損害等を与えた時の賠償責任、その他一切の責任は、売却する土地の所有権移転の日から買受人に帰属するものとします。
- (2) 買受人は、解体撤去の対象となる建物等の管理又は解体・撤去に必要な範囲を超えて、解体条件付きの建物等を使用し、若しくは第三者に使用させてはいけません。なお、解体撤去の対象となる建物等に関し、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定することはできません。

16 【土地の権利譲渡の制限】

買受人は、解体撤去の対象となる建物等の解体及び撤去が完了するまでは、土地を第三者に譲渡することはできません。

17 【契約不適合責任】

買受人は、売買契約を締結した後に、土地及び解体撤去の対象となる建物の品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免、履行の追完及び損害賠償並びにこの契約の解除をすることはできません。

18【禁止用途】

- (1) 買受人は、この売買契約にかかる所有権移転の日から5年を経過する日までの期間に、本件土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはいけません。
- (2) 買受人は、本件土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本件土地の所有権を第三者に移転し又は本件土地を第三者に貸してはいけません。

19【建物内外の特殊な設備の事例】

この建物は、元三原市市民福祉会館、元中国労働金庫三原支店として使用されていたことから、建物内外に特殊な設備が現状のまま残置されています。次に掲げる設備は、その特殊な設備の代表例として掲げます。

場所	設備	設備名	参照図面・画像
地上1階	元中国労働金庫三原支店の設備	金庫室	別紙 画像1
地上1階	元中国労働金庫三原支店の設備	A TM	別紙 画像2
地上1階	元三原市市民福祉会館の設備	複合防災盤	別紙 画像3
地上1箇所	元三原市市民福祉会館の設備	エレベーター	別紙 画像4
地上2階（屋外）	元三原市市民福祉会館の設備	空調ダクト	別紙 画像5
屋上（屋内）	元三原市市民福祉会館の設備	エレベーター機械室	別紙 画像6
屋上（屋外）	元三原市市民福祉会館の設備	空調ダクト	別紙 画像7
屋上（屋外）	元三原市市民福祉会館の設備	給湯タンク	別紙 画像8
地下1階	元三原市市民福祉会館の設備	エレベーター機械室	画像なし
地下1階	元三原市市民福祉会館の設備	変電室	別紙 画像9
地下1階	元三原市市民福祉会館の設備	地下受水槽	別紙 画像10
地下1階	元三原市市民福祉会館の設備	発電機	別紙 画像11
地下1階	元三原市市民福祉会館の設備	動力制御盤	別紙 画像12
屋外	元三原市市民福祉会館の設備	500人単独浄化槽 ※1	画像なし
屋外	元三原市市民福祉会館の設備	重油タンク ※2	画像なし

※上記に掲げる設備は、特殊な設備の代表例として挙げるものです。

その他の設備の一切については、別紙 図面を参照してください。

※1 500人浄化槽は、槽内洗浄・清掃後、碎石粉で埋戻しを行っています。

※2 重油タンクは、タンク内を処理し、地中に埋めています。

20【解体撤去の対象となる建物等の図面】

解体撤去の対象となる建物等の図面は、別紙（財産管理課ホームページ掲載）の図面を参照してください。図面上の建物面積と、三原市が公表する建物面積は異なります。また、図面と現況は異なる可能性がありますので、図面と現状有姿では、現状有姿が優先されることをご了承のうえで、この物件にかかる売買契約を締結してください。

21【電柱及び防犯灯並びにケーブル】

売却する土地の北側に設置してある電柱2本は、中国電力(株)が三原市との土地賃貸借契約に基づく占有をしており、買受人はその電柱設置にかかる権利義務を承継するものとします。なお、建物の解体時に電柱が支障となる場合は、買受人の責務で中国電力(株)と移設又は撤去の協議を行い、電柱を移設又は撤去してください。また、電柱には該当建物の地下1階変電室まで電気ケーブルが繋がった状態で残っているため、該当の電気ケーブルは取り外してください。なお、該当の電柱2本のうち1本に防犯灯が設置してあるため、電柱の移設又は撤去を行う場合は、事前に三原市生活環境課に連絡してください。

路線名	電柱番号	種別内訳					備考
		本柱	支線	支柱	支線柱	引込柱	
駅前支(N120501)	18C1	1					別紙 画像13
駅前支(N120501)	18C2	1					別紙 画像13 防犯灯設置あり 電気ケーブルあり

22 【費用について】

取得に要する費用として、土地売買代金のほか、契約の締結に要する費用として収入印紙及び所有権移転登記に要する費用として登録免許税が掛かります。また、取得後は固定資産税、不動産取得税が別途必要となります。

全部事項証明書（写し）

公用

広島県三原市城町1丁目6-2

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成4年12月10日	不動産番号	2434000145151
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	三原市城町			[余白]	
	三原市城町一丁目			平成11年9月27日変更 平成11年9月27日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
6番2	公園	1970		6番から分筆 〔昭和47年8月28日〕	
[余白]	宅地	1970	29	②③昭和47年10月23日地目変更 〔昭和47年10月23日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月10日	
[余白]	[余白]	1872	98	平成年月日不詳一部地目変更 ③錯誤 ③6番2、6番4、6番5に分筆 〔令和3年3月15日〕	
所有者	三原市				



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に登録されている事項はない。

令和3年3月16日
広島法務局尾道支局

登記官

新英行

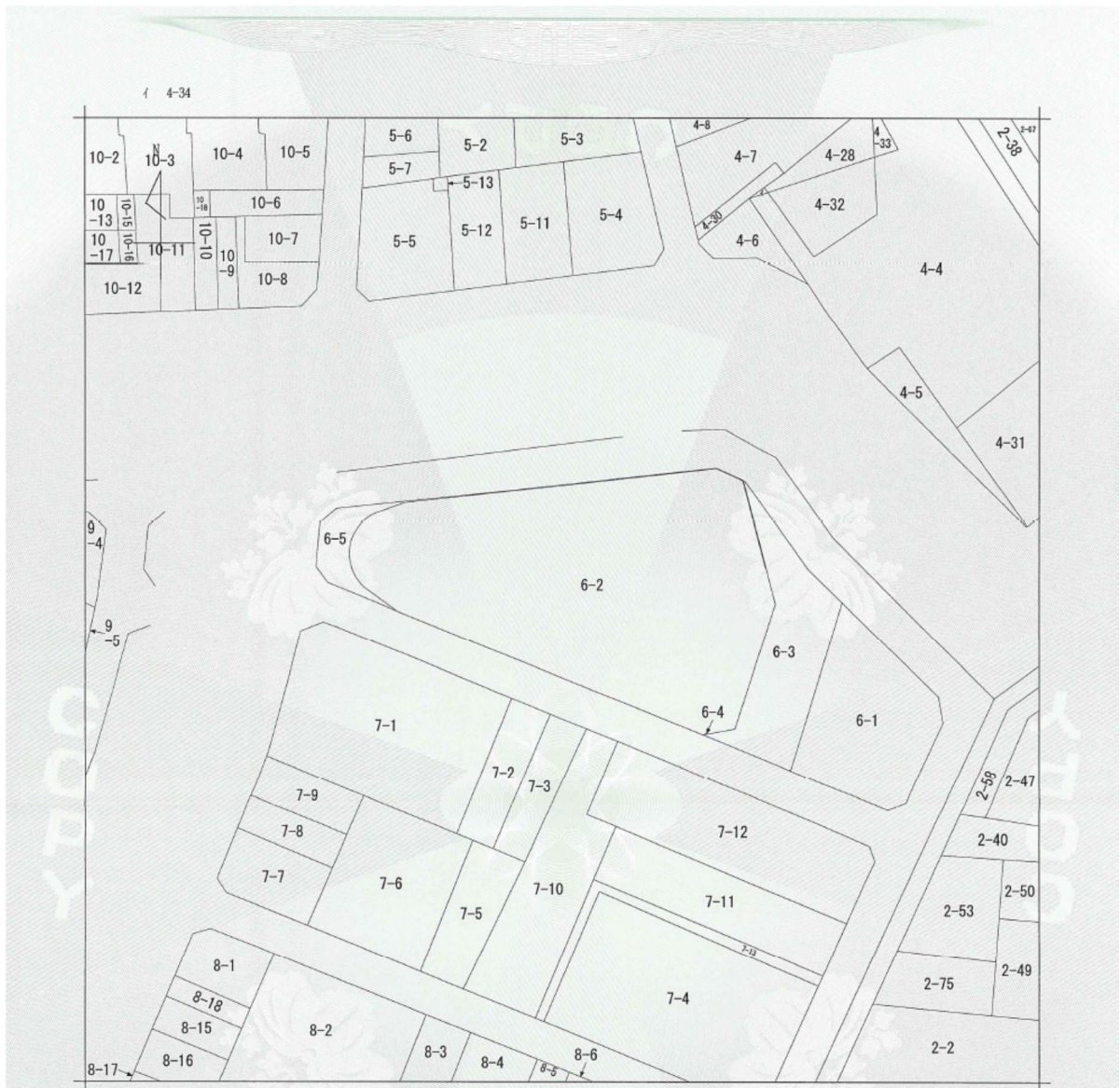


* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

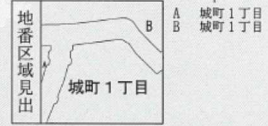
整理番号 D29409 (2/3)

1/1

公 図 (写 し)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在 三原市城町一丁目			地番	6番2			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	平成11年9月27日			備付年月日(原図)	昭和25年7月31日		補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年3月16日
 広島法務局尾道支局
 請求番号：12-2
 (1/1)

登記官

新英行



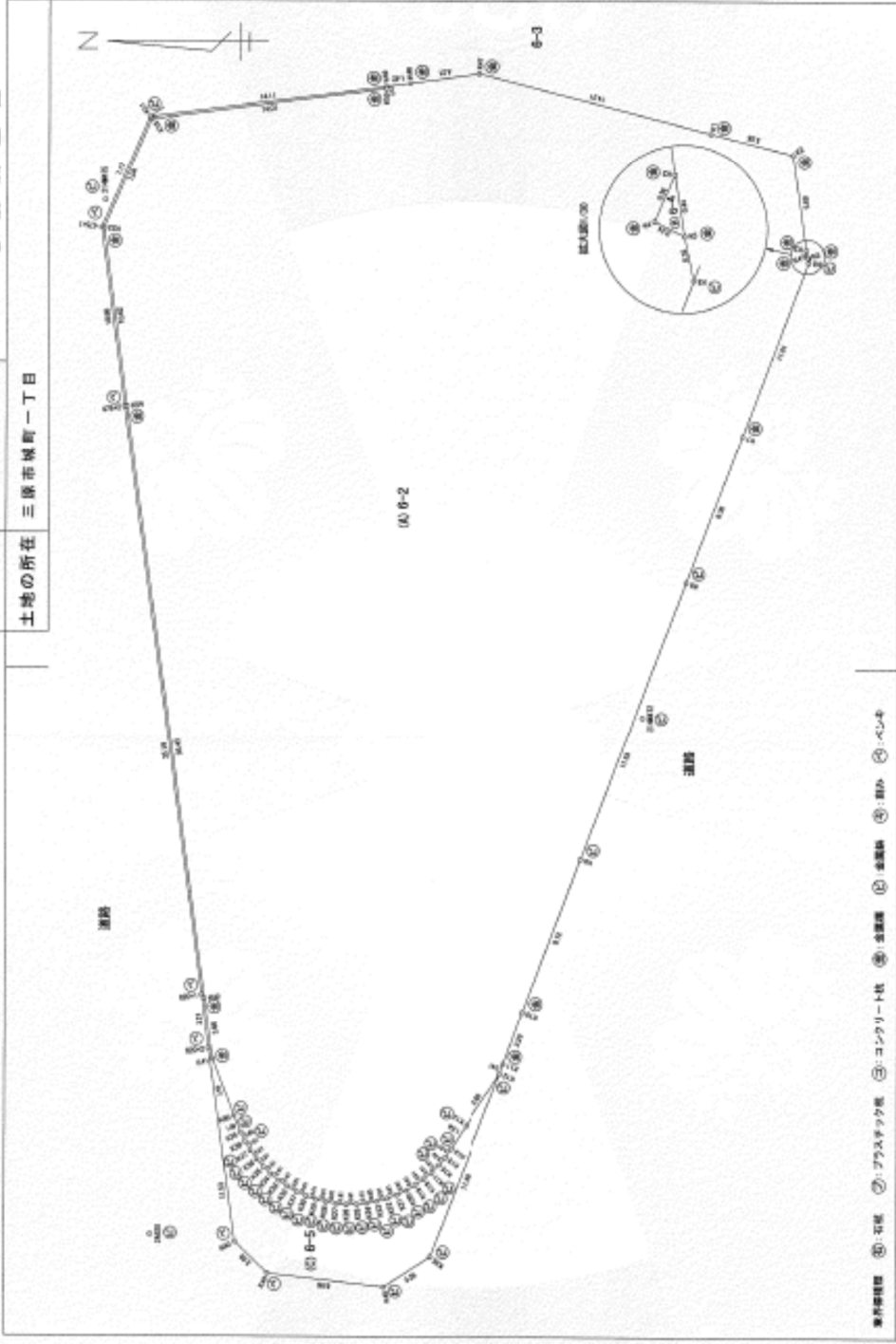
公用

測量図 (写し)

所在地 土地積測量図

地番 6-2-6-4、6-5
土地の所在 三原市城町一丁目

登記年月日：令和3年3月15日



これは図面に記載されていない内容を説明したものであり、
令和3年3月16日 広島安芸測量事務所

公用

登記官

新美行



境界線 ①:石杭 ②:プラスチック杭 ③:コンクリート杭 ④:金属線 ⑤:金属線 ⑥:銅釘 ⑦:ベシキ

作成者
公益社団法人 広島県公共測量士協会
三原市城町二丁目11番14号
土地家屋調査士 上田 繁 己
(令和3年3月3日作成)

嘱託者 三原市長 岡田 吉弘

縮尺 1/350

公用

登記年月日：令和3年3月15日

本図は図面に記載された内容が正確であることを証明した書類である
令和3年3月15日 広島法務局受理支所

登録官

新栄行



請求番号：12-5 (2/4)

土地所在図
土地測量図

地番 6-2, 6-4, 6-5

土地の所在 三原市橘町一丁目

表 測量表

測点名	積算積	Xm	Yn	Xm (Yn+1-Yn-1)	面積
K07	林道境界線	-177854.784	84424.000	-324851.449234	4.21
K08	林道境界線	-177850.810	84424.412	132073.222011	1.42
K09	林道境界線	-177848.203	84424.217	97281.402260	0.12
K10	林道境界線	-177844.204	84424.080	208848.182280	14.01
K11	林道境界線	-177838.315	84422.280	147281.881000	7.04
K12	林道境界線	-177832.316	84421.780	201288.668640	10.02
K13	林道境界線	-177825.882	84420.247	809232.916200	35.43
K14	林道境界線	-177824.388	84370.121	696937.602600	0.66
K15	林道境界線	-177828.093	84295.481	1235405.020417	0.56
K16	林道境界線	-177842.200	84265.182	760090.030000	1.08
K17	林道境界線	-177845.746	84262.182	570077.037102	0.60
K18	林道境界線	-177841.021	84261.032	180020.025100	0.61
K19	林道境界線	-177841.030	84261.087	160008.025422	0.61
K20	林道境界線	-177841.704	84260.281	110008.019248	0.61
K21	林道境界線	-177842.102	84260.128	168888.282370	0.61
K22	林道境界線	-177842.547	84258.708	141292.208868	0.61
K23	林道境界線	-177843.022	84258.228	127427.742028	0.61
K24	林道境界線	-177843.828	84258.887	114450.287184	0.61
K25	林道境界線	-177845.882	84258.487	98295.078200	0.61
K26	林道境界線	-177846.624	84258.427	80114.274268	0.61
K27	林道境界線	-177846.212	84258.200	62260.314824	0.61
K28	林道境界線	-177845.808	84258.070	46268.202288	0.61
K29	林道境界線	-177845.412	84257.970	28222.488774	0.61
K30	林道境界線	-177847.024	84257.827	3888.038228	0.61
K31	林道境界線	-177847.643	84257.888	-14888.820212	0.61
K32	林道境界線	-177848.283	84258.120	-31372.940427	0.60
K33	林道境界線	-177848.848	84258.120	-83388.939504	0.61
K34	林道境界線	-177848.444	84258.264	-95932.204200	0.61
K35	林道境界線	-177850.078	84258.420	-94202.709022	0.61
K36	林道境界線	-177850.874	84258.760	-104403.060000	0.61
K37	林道境界線	-177851.097	84258.084	-119844.400470	0.61
K38	林道境界線	-177851.959	84258.428	-131343.404650	0.61
K39	林道境界線	-177852.074	84258.825	-147208.470404	0.61
K40	林道境界線	-177852.903	84260.189	-160009.010200	0.60
K41	林道境界線	-177852.002	84260.728	-171403.046804	0.61
K42	林道境界線	-177853.225	84261.228	-225008.828260	1.64
K43	林道境界線	-177854.140	84262.467	-278465.208600	2.66
K44	林道境界線	-177855.170	84264.228	-342202.842820	0.61
K45	林道境界線	-177856.579	84264.228	-422020.842820	2.28
K46	林道境界線	-177857.502	84258.228	-218188.228860	0.72
K47	林道境界線	-177860.816	84278.231	-421844.318228	17.28

測点名	積算積	Xn	Yn	Xm (Yn+1-Yn-1)	面積
K07	林道境界線	-177807.104	84204.022	-446214.756228	0.50
K08	林道境界線	-177820.400	84403.515	-283762.488220	11.01
K09	林道境界線	-177824.070	84412.819	-183251.914888	0.22
K10	林道境界線	-177824.011	84414.154	-74828.288282	0.24
K11	林道境界線	-177824.000	84414.241	-37822.228184	0.26
K12	林道境界線	-177824.241	84414.241	-188228.228184	0.60
K13	林道境界線	-177824.488	84420.215	-171828.828184	0.56
K14	林道境界線	-177826.560	84421.481	-82782.828184	14.51
	測量積			-2342.970228	
	地積			922.9870160	
				1872.88	m ²

測点名	積算積	Xn	Yn	Xm (Yn+1-Yn-1)	面積
K3	林道境界線	-177824.241	84414.223	-18888.262787	0.26
K4	林道境界線	-177824.096	84414.241	77823.209184	0.24
K5	林道境界線	-177824.311	84414.224	-98995.071202	0.44
	測量積			-0.000000	
	地積			0.048475	
				0.04	m ²

作成者 公益社団法人 広島県公共測量協会
 土地測量士 三原市橘町二丁目11番14号 上田 繁 己
 (令和3年3月3日作成)

委託者 三原市長 岡田吉弘
 縮尺 1/

公用

登記年月日：令和3年3月15日

これは図面に記載されている内容を註明した範囲である。
令和3年3月16日 国土院測量課長 岡田吉弘

登 告

新 発 行



請求番号：12-5 (4/4)

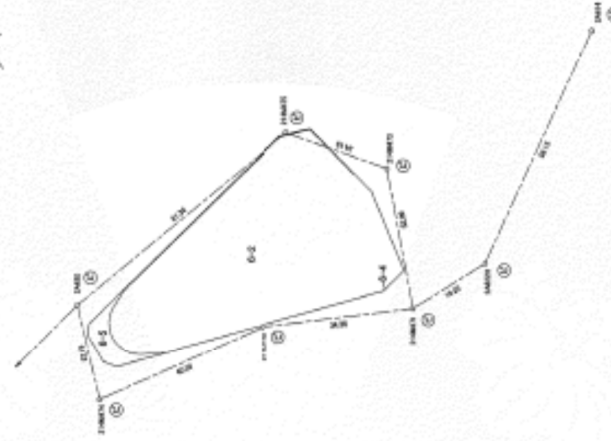
土地所在図
地積測量図

地 番 6-2.6-4.6-5

土地の所在 三原市城町一丁目

基準点測量網図

①



点 号	X m	Y m	標 高	備 考
ZAN4	-177255.246	64488.945	60.00	国土地院点
ZAN5	-177244.726	64284.827	60.00	国土地院点
ZAN2	-177225.286	64284.155	60.00	国土地院点
ZAN3	-177223.182	64238.878	60.00	国土地院点
ZAN6	-177221.825	64418.713	60.00	国土地院点
ZAN7	-177224.870	64385.031	60.00	国土地院点
ZAN8	-177222.714	64433.052	60.00	国土地院点
ZAN9	-177225.719	64347.241	60.00	国土地院点
ZAN10	-177222.624	64417.457	60.00	国土地院点

測量年月日	令和3年3月20日
測量者	岡田吉弘

事務所 ①：石岐 ②：プラススタッフ社 ③：コンクリート社 ④：全建設 ⑤：建設 ⑥：設計 ⑦：測量

作成者
公益社団法人 広島県公共職託登記士会
土地家屋調査士 上田寛己
三原市本町二丁目11番14号
(令和3年3月4日作成)

嘱託者 三原市長 岡田吉弘

縮尺 1/100

画像1 金庫室



画像2 ATM



画像3 複合防災盤



画像4 エレベーター



画像5 空調ダクト



画像6 エレベーター機械室



画像7 空調ダクト



画像8 屋上 給湯タンク



画像9 地下1階 変電室



画像10 地下1階 受水槽



画像11 地下1階 発電機



画像12 地下1階 動力制御盤



画像13 売却物件 既存建物 屋外 電柱



駅前支(N120501)18C2
防犯灯あり
建物内地下と電気ケーブルの接続あり



駅前支(N120501)18C1